

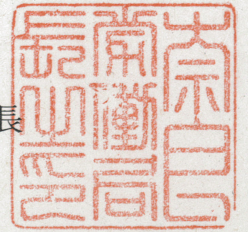


奈勞発基0213第5号

平成26年2月13日

関係団体の長 殿

奈良労働局長



「建築物等の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」
に基づく石綿による労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による労働者の健康障害防止対策については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等により対策の推進を図っていますが、石綿等が使用されている建築物の老朽化により、その解体等の工事は、今後も増加することが予想され、現在の技術的知見等も踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められています。厚生労働省においては、「建築物等の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議（座長：神山宣彦 東洋大学大学院 客員教授）」を設置し、建築物の解体等における石綿ばく露防止対策の充実等について検討を重ね、今般、報告書がまとめられたところです。

今後、本報告書を踏まえ、関係法令の整備について検討を行い、必要な対策の見直しを行うこととしておりますが、本報告書において取り組むべき対策の方向性として提言のあった事項については、石綿による労働者の健康障害防止に資するものでありますので、法令の整備を待つことなく取組を進めていただきますよう、貴団体会員に対し周知いただきますようお願いいたします。